

# 第10回 森林総合利用協議会次第

日時：平成22年2月4日（木）  
午後1時30分～午後3時  
場所：恩賜林記念館 特別会議室  
甲府市丸の内

- 1 開 会
- 2 林務長あいさつ
- 3 職員紹介
- 4 座長の選出
- 5 議事
  - 議題 1 継続貸付について
  - 議題 2 富士北麓広域周遊観光駐車場について
  - その他
- 6 閉 会

# 第10回 森林総合利用協議会

## 座 席 表

座 長

泉 委員

金子 委員

中込 委員

野田 委員

大久保委員

河西 委員

志村 委員

平井 委員

司 会

渡邊  
技監

宮島  
次長

前山  
林務長

佐野  
県有林課長

説  
明  
者

傍  
聴  
席

事務局・説明者等

観光部観光振興課長

〃 観光資源課長

県有林課土地管理担当

## 森林総合利用協議会設置要綱

### (設置)

第1条 県有林を総合的な視点にたつて利用することにより、豊かで潤いに満ちた森林社会の創造に資するため、森林総合利用協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 協議会は別表に掲げる委員をもって構成する。

2 委員は知事が委嘱する。

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とする。

### (協議事項)

第4条 協議会は次に掲げる事項について協議する。

- 1) 保健休養利用の現在における意義とそのあり方
- 2) 県土全体で調和のとれた保健休養利用の方針
- 3) 圏域ごとの特徴を踏まえた地域振興の方向
- 4) その他、県有林の総合利用推進に関して必要と認められる事項

### (座長)

第5条 協議会に座長を置き、委員の互選によって定める。

2 座長は会務を総理する。

### (会議の招集)

第6条 会議は座長が召集する。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は山梨県森林環境部県有林課が行う。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会に必要な事項は座長が定める。

### 付則

この要綱は平成9年3月28日より施行する。

この要綱は平成12年4月1日より施行する。

この要綱は平成12年9月18日より施行する。

この要綱は平成17年11月11日より施行する。

この要綱は平成19年12月18日より施行する。

この要綱は平成22年2月4日より施行する。

## 森林総合利用協議会委員名簿

(任期:平成22年2月4日～平成24年2月3日)

No	氏名	備考
1	泉 桂子	都留文科大学講師
2	今沢 忠文	市長会会長(南アルプス市長)
3	大久保 栄治	山梨学院短期大学教授
4	風間 ふたば	山梨大学大学院医学工学総合研究部 教授
5	金子 正司	元山梨県林政部長
6	川手 一郎	弁護士
7	河西 悦子	公募委員
8	志村 学	町村会副会長(増穂町長)
9	高村 忠久	(社)山梨県恩賜林保護組合連合会理事長
10	田中 美津江	(財)オイスカ山梨県支部事務局長
11	中込 和規	(社)やまなし観光推進機構 専務理事
12	野田 岳志	(社)山梨県不動産鑑定士協会会長
13	平井 信子	山梨県土地家屋調査士会女性理事

(敬称略:50音順)

森林総合利用協議会委員 (前 回)

	氏 名	備 考
1	大久保 栄治	山梨学院短期大学教授
2	風間 ふたば	山梨大学大学院医学工学総合研究部 教授
3	金子 正司	(座長) 元林政部長
4	川手 一郎	弁護士
5	柴山 聡	弁護士
6	清水 みどり	山梨県建築士会女性部会相談役
7	高村 忠久	(社)山梨県恩賜林保護組合連合会理事長
8	田中 美津江	(財)オイスカ山梨県支部事務局長
9	中込 勝	(社)山梨県観光物産連盟専務理事
10	野田 岳志	(社)山梨県不動産鑑定士協会長
11	平井 信子	山梨県土地家屋調査士会理事
12	望月 秀次郎	町村会副会長 (南部町長)
13	横内 公明	市長会会長 (韮崎市長)

(敬称略:50音順)

# 森林総合利用協議会運営規程

(趣旨)

第1条 森林総合利用協議会（以下「協議会」という。）の運営については、森林総合利用協議会設置要綱（平成9年3月28日施行）に定めるほか、この規程に定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 協議会の会議は、座長（座長が選任されるまでは、知事）の承認を得て県有林課長が招集する。

2 県有林課長は、協議会を開催するときは、会議開催の1週間前までに審議会等の会議の公開等に関する指針（平成20年2月5日制定）第5条第1項各号に掲げる事項を周知しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、会議開催を決定した後直ちに周知するものとする。

3 前項の規定は、座長が議事の内容等から非周知にするのが相当であると認めるときは、これを適用しない。

(委員の代理)

第3条 関係機関、団体を代表する委員に事故あるときは、同じ関係機関、団体の職員にその職務を代理させることができる。この場合において、あらかじめ座長の承認を得なければならない。

(委員の交替)

第4条 関係機関、団体を代表する委員に異動があった場合は、その後任者が委員の職を引き継ぐものとする。

(書面による議事)

第5条 座長は、やむを得ない事由により協議会の会議を開く余裕のない場合においては、議事の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を聞くことができる。

(委員以外の者の出席)

第6条 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開して行うものとする。審議会等の会議の公開等に関する指針第4条第2項に規定する傍聴を認める者の定員は、公開する会議を開催する都度、県有林課長が定める。

2 前項の規定にかかわらず、座長が必要と認めるときは、その数を増やすことができる。

3 会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

(会議の非公開)

第8条 会議の議事が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、座長は、会議を非公開とすることができる。

一 議事中に山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）第8条各号のいずれかに該当する情報が含まれるとき。

二 座長が、議事の内容等から非公開にするのが相当であると認め、会議に諮り、出席した委員の3分の2以上の同意を得たとき。

(秩序維持)

第9条 座長は、会議の議事を整理し、秩序を保持するとともに、必要があると認めるときは、秩序を乱した者を退場させることができる。

(会議録)

第10条 協議会の会議については、会議録を作成するものとする。

2 会議録は、山梨県森林環境部県有林課に保管する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この規程は、平成20年3月24日から施行する。

## 森林総合利用協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、森林総合利用協議会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴者の決定等)

第2条 傍聴定員は、会議の都度、県有林課長が会議室の収容人員等を考慮して定める。

2 森林総合利用協議会の事務局は、傍聴希望者（報道機関の関係者（以下「報道関係者」という。）を除く。以下同じ。）を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。

3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴者とし、定員を超える場合は抽選により傍聴者を決定する。

4 前項の規定により決定した傍聴者及び報道関係者には傍聴券を交付するものとする。

(取材活動に対する配慮)

第3条 報道機関の取材活動については、可能な限り配慮するものとする。

(傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の者は、会議の会場に入場することができない。

一 傍聴券を所持しない者

二 議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴者等の守るべき事項)

第5条 傍聴者及び報道関係者（以下「傍聴者等」という。）は、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害になるような行為をしてはならない。

(秩序の維持)

第6条 座長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者等に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 座長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴者等が指示に従わないときは、傍聴者等を退場させることができる。

(傍聴の心得)

第7条 公開の会議を開催する場合には、別に定めた傍聴の心得を傍聴券の裏面に印刷し、これを傍聴者等に交付するものとする。

(実施細目)

第8条 この要領に定めのない事項は、座長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成20年3月24日から施行する。

整理番号：\_\_\_\_\_

## 傍聴券（一般用・報道機関用）

### 第 回 森林総合利用協議会

会議の日時：平成 年 月 日

時 分 から

開催場所：

森林総合利用協議会事務局

---

#### 傍 聴 の 心 得

##### 1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方（報道機関の関係者（以下「報道関係者」という。）を除く。以下同じ。）は、会議の開会予定時刻までに、協議会の座長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室して下さい。
- (2) 会議の傍聴を希望する方は傍聴の受付をしてください。
- (3) 傍聴希望者が定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定します。

##### 2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者及び報道関係者（以下「傍聴者等」という。）は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者等が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、退場していただく場合があります。

##### 3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者等は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- イ 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- ロ 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- ハ 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- ニ その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

## 森林総合利用協議会 確認事項

(第8回:平成20年4月22日開催)

### 第1 県ホームページを利用した情報公開

恩賜県有財産の貸し付けに関する情報については、次のとおり公開することとする。

#### 1 恩賜県有財産賃貸借契約情報

貸付面積1haを超えるものについて、次の項目を公開する。

##### (1) 契約者

ア 企業・団体の場合は、企業・団体の名称を掲載する。

イ 個人の場合は「個人」、個人共有の場合は「個人共有」と掲載する。

##### (2) 契約期間

##### (3) 所在地(市町村、字等)

##### (4) 主な使用区分、施設名

##### (5) 契約面積

##### (6) 年間賃料

ただし、個人情報保護条例による個人情報、公表することにより当該施設の保護管理上支障が生じるおそれのあるものについてはこの限りではない。

#### 2 恩賜県有財産貸付料適正化調査の概要

##### (1) 調査の目的

##### (2) 調査の委託先

##### (3) 委託先の選考方法

##### (4) 調査方法の概要

ア 調査対象不動産

イ 調査の前提条件

ウ 調査期間

エ 調査方針

オ 調査結果

#### 3 公開の方法

(1) 毎年度、6月末日現在のデータを7月末日までに掲載する。

(2) 掲載期間は1年間とする。

4 貸付契約の情報は原則として契約1件毎に掲載する。ただし、電気事業用地等、施設の保護管理上公表できないものについては、契約者ごとにまとめて件数、契約面積、年間賃料を掲載する。

## 第2 貸付方法の一部見直し

県有林野の未利用地を貸し付ける場合は、山梨県恩賜県有財産管理条例（昭和24年山梨県条例第48号）及び県有林の森林総合利用計画に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 1 貸し付けする県有林野未利用地は、貸付地返還地であって、将来にわたって県等の施策に供する見込みのない土地とする。
- 2 貸し付けにあたっては、次の貸付条件を設定して募集するものとする。
  - (1) 所在地
  - (2) 使用目的
  - (3) 貸付面積
  - (4) 参考貸付料（年額）
  - (5) 貸付期間
  - (6) （定期借地権の設定）
- 3 募集方法は次のとおりとする。
  - (1) 県ホームページへの掲載
  - (2) 県林務環境事務所掲示板への掲示
  - (3) 募集期間は1ヶ月とする。
- 4 貸付基準等  
「県有林の森林総合利用計画における土地利用の取扱いについて（内規）」  
「県有林の民間事業者に対する新規土地貸付に係る取扱い方針」

## 第3 貸し付けにあたっての森林総合利用協議会の意見聴取

- 1 新規貸付の場合  
面積1ha以上。但し、民間事業者が森林を森林以外の用途に利用する場合。
- 2 継続貸付の場合  
面積5ha以上。但し、民間事業者が森林を森林以外の用途に利用する場合。